



長野県報

8月16日(月)

平成16年
(2004年)

第1584号

目次

告示

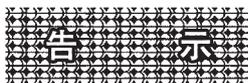
事務処理規則に基づき平成16年度において地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等の指定(人事活性化チーム)	1
保安林の指定解除(森林保全課)	1
長野県収用委員会運営規程(昭和54年長野県収用委員会告示第1号)の一部改正(企画課)	1

公告

医療法に基づき定めた第四次長野県保健医療計画及びこれに基づき定めた松本地域保健医療計画の一部変更と変更内容の縦覧(医務課)	2
特定非営利活動促進法に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請(生活文化課NPO活動推進室)	2
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出書及び添付書類の縦覧(産業振興課)	2
土地改良区の定款変更の認可(土地改良課)	3
平成17年度長野県立高等学校実習助手採用の選考(高校教育課)	3

正誤

正誤(情報公開課)	3
-----------------	---



長野県告示第487号

事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)別表第2の5の(2)の規定により、平成16年度において地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等を次のとおり指定します。

平成16年8月16日

長野県知事 田中康夫

総合食料対策事業補助金交付要綱(平成16年6月28日付け16農技第359号農政部長通知)の規定に基づく補助金

人事活性化チーム

長野県告示第488号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除します。

平成16年8月16日

長野県知事 田中康夫

- 解除に係る保安林の所在場所
須坂市大字塩野字養堂909の1、909の2、918のイ、918のロ、919
- 保安林として指定された目的

水害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

森林保全課

長野県収用委員会告示第1号

長野県収用委員会運営規程(昭和54年長野県収用委員会告示第1号)の一部を次のように改正します。

平成16年8月16日

長野県収用委員会

第7条第2号を次のように改める。

(2) 企画課企画幹

第7条第3号中「第51条の12第1項第15号」を「第51条の16第1項第8号」に改め、同条第4号中「第51条の12第1項第16号」を「第51条の16第1項第9号」に改める。

企画課